



学校教育目標 自ら学び考え 人間性豊かで たくましく生き抜く生徒の育成
～ 挑戦 成長 そして飛躍へ ～

めざす生徒像 夢の実現に向け、たくましく挑戦する生徒

情報モラル教室を開催しました

7月14日（木）の6校時、千葉県庁環境生活部県民生活課より講師を招き、「インターネットの適正な利用について」と題して講演をいただきました。概要は以下のとおりです。

【1】インターネットについて（令和4年度：中学生）

- ・インターネットの利用率：99.0%
- ・インターネットの利用時間：4時間37分（1日の平均）
- ・インターネットの利用内容：①動画を見る（96.2%）、②検索する（87.4%）
③ゲーム（84.9%）
- ・投稿やメッセージ交換をする：74.6%

【2】SNSへの投稿事例

<事例1：自分の個人情報の公開>

◇SNSに自分が写っている日常の風景写真を載せた場合の危険性

- ・制服（所属校がわかる） ・電柱やマンホール、車のナンバー（地域がわかる）

※写真にはGPSによる位置情報が連動することで撮影場所が記録されている。

※最近のスマホの写真機能は高性能なため、写っている瞳に反射している映像から様々な情報がわかってしまう。

◎これらにより、ストーカー被害等の事件に巻き込まれるおそれがある。

<事例2：他人の個人情報の公開>

◇悪気がなく撮った写真に友達が写っている場合の危険性

- ・体育祭後や文化祭後の集合写真に体操服や制服が写っている（所属校がわかる）。

◎事例1と同様に個人情報が公開され、それにともない友達が知らない間に事件等に巻き込まれてしまう可能性がある。

<事例3：いじめ・誹謗中傷>

◇SNS上での誹謗中傷は、侮辱罪に当たる。※懲役刑・禁固刑・罰金刑または拘留・科料

◇SNSによるいじめは、どこにいても加害者となつがっているため、24時間怯え続けることになり精神的に参ってしまうことがある。

<事例4：問題行動>

◇回転寿司などの飲食店におけるアルバイト店員や来店客による商品や食材へのいたずら写真を載せた場合。

- ・「ネットで見たことを真似した」など、軽い気持ちで取った行動により、多額の損害賠償を求められたり、就職等の際に不利益を被ったりする場合がある。

<事例5：自画撮り被害等>

◇見知らぬ人とのやりとりから、自分の裸や下着姿の自画撮り被害等につながることもある。

- ・千葉県青少年健全育成条例：「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」に違反すると30万円以下の罰金または科料
- ・児童ポルノ法：LINE等わけつ画像のやり取りの相手（被害者）が18歳未満の場合、単純所持（1年以下の懲役または100万円以下の罰金）、提供・要求・製造（3年以下の懲役または300万円以下の罰金）となる。

【3】トラブルや被害防止のために

- ①ミュート：相手に知られずに投稿を表示する機能
ブロック：つながり自体を断つ機能
- ②投稿した本人に削除してもらおうか、削除依頼できるページやメニューから削除を依頼する。
- ③証拠の保全：スクリーンショット、画像や動画の保存
- ④身近な大人に相談、警察に相談。

情報モラル教室（意見交換会）を開催しました

また、講演終了後、学校運営委員の方々を含めて、意見交換会を実施しました。その際、参加者からの質問に対し、講師の方から回答をいただきました。話題にあがった内容は以下のとおりです。

- SNSによるコミュニケーションでトラブルにならないポイントは何か。
→送信前のメッセージの読み返し。
(例えば、文末の「？」の有無により、肯定的に受け止められたり、否定的に受け止められたりする。「おもしろくない?」「おもしろくない」)
- 子どもの表現力が影響する。自分が相手（受け手）の立場だったらどのように思うか等、洞察力や考察力を身につける必要がある。新聞等を読んでいる子どもにおける表現力に係わるテスト等の問題正答率が高いと聞いている。一度踏み止まり、考える時間が必要である。
- これらのような危険性に対し、中学生はどれだけ関心をもっているか。
→道徳の授業でも取り扱っていたり、昨年度から情報モラル教室を開催したりしている。また、保護者にもできるだけ参加していただけるように、オンラインで参加できるよう改善した。
- 家庭で、保護者が子どもたちにSNSに係わる指導をするために活用できる動画はあるか。
→今回のような講演会の実施や、リーフレットの配付を実施している。
各家庭では、家庭でのスマホ使用に係わるルールづくりが大切であり、「使用時間の設定」、「フィルタリング」などについて実施してほしい。※「フィルタリング」については、義務化されている。